

増毛町空き家・空き地バンク制度の処理基準

(趣旨)

第1条 この処理基準は、増毛町における空き家又は空き地の有効活用を通して、増毛町住民と都市住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家・空き地バンク制度の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この処理基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 空き家・空き地バンク制度 増毛町に存する空き家又は空き地の情報を確保し、移住希望者若しくは住宅及び土地取得希望者へ、空き家又は空き地の情報を提供するとともに、空き家及びその他の建物で周辺環境を著しく損なうおそれがある場合は、その適正な管理等を行う所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に改善指導を行うシステムをいう
- (2) 空き家 長期にわたり居住者のいない居住可能な住宅（空き家となる予定のものを含む。）、事務所、店舗をいう
- (3) その他の建物等 倉庫、物置、車庫で空き家以外の建物をいう
- (4) 空き地 家屋等の建築に適当な面積を有する更地の土地をいう
- (5) 所有者等 当該空き家又は空き地に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう

(適用上の注意)

第3条 この処理基準は、空き家・空き地バンク制度以外による空き家又は空き地の取引を規制するものではない。

(空き家又は空き地の登録申込み等)

第4条 空き家又は空き地を有する所有者等で、売却又は賃貸を希望し、空き家又は空き地情報に登録をしようとする者は、「空き家・空き地バンク登録申請書」（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、「空き家・空き地バンク登録台帳」（様式第2号）に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家・空き地バンク登録決定書」（様式第3号）により、その旨を当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第1項の規定による登録をしていない空き家又は空き地で、空き家・空き地バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家又は空き地に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者(この処理基準において「空き家・空き地登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅延なく「空き家・空き地バンク登録事項変更届出書」(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(空き家又は空き地の登録抹消)

第6条 第4条第1項により登録した情報を抹消する場合は、「空き家・空き地バンク抹消申請書」(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、当該空き家又は空き地に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は前項の規定による届出があったときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家・空き地登録者に通知するものとする。

(利用希望者の登録申し込み等)

第7条 空き家又は空き地の利用を目的として、購入又は賃貸を希望し、空き家若しくは空き地情報に登録しようとする者(以下「利用申込者」という。)は、「空き家・空き地バンク利用登録申請書(情報提供依頼書)」(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を「空き家・空き地バンク利用登録台帳」(様式第7号)に登録するものとする。

(1) 空き家に定住、又は定期的に滞在、若しくは空き地に家屋を建築して居住し地域の活動に積極的に参加するとともに、よき地域住民として生活しようとする者

(2) その他、町長が適当と認める者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家・空き地バンク利用登録決定書」(様式第8号)により、その旨を当該利用申込者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用申込者(この処理基準において「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅延なく「空き家・空き地バンク利用登録事項変更届出書」(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(利用登録者の抹消)

第9条 第7条第1項により登録した情報を抹消する場合は、「空き家・空き地バンク抹消申請書」(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前項の規定による

届出があったときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家又は空き地の利用目的が第7条第2項の規定に該当しないこととなったとき
- (2) 空き家又は空き地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき
- (3) 申込内容に虚偽があったとき
- (4) 空き家又は空き地バンクの登録抹消の届出があったとき
- (5) その他町長が適当でないとしたとき

(情報の公開)

第10条 第4条第1項により登録した内容は、増毛町公式ホームページで公表するものとする。

- 2 利用登録者から空き家又は空き地情報の提供依頼があった場合は、登録内容により情報を提供するものとする。
- 3 具体的な内容協議については空き家又は空き地登録者と利用登録者が行うこととし、町長は、空き家又は空き地に関する交渉並びに売買契約及び賃貸契約については、直接これに関与しない。
- 4 町長は、第4条第1項により登録した空き家又は空き地において、管理等に不備があり不都合が発生した場合、又は発生が予測される場合は、空き家・空き地登録者にその改善を指導することができるものとする。

(指導)

第11条 まちづくりの景観を保持するため、未登録空き家、居住の用にそぐわない空き家、その他の建物等で老朽化していると判断した場合は、適正な管理又は解体処理を指導することができるものとする。

(その他)

第12条 この処理基準に規定のない事項が発生した場合には、町と空き家・空き地登録者、利用登録者がその都度協議し決定するものとする。

附 則

この処理基準は、平成19年9月1日より施行する。